

令和7年度  
第1回桐生市地域公共交通活性化協議会（法定協議会）

次 第

日時：令和7年6月23日（月）午前10時30分～  
場所：美喜仁桐生文化会館（桐生市市民文化会館）  
スカイホールB

1 開 会

2 委員改選等

- (1) 委嘱状の交付について
- (2) 会長、副会長の互選について
- (3) 監査の選任について

3 議 事

【報告事項】

- (1) おりひめバス停留所名の変更について

【協議事項】

- (1) 桐生市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について
- (2) 令和6年度桐生市地域公共交通活性化協議会事業報告について
- (3) 令和6年度桐生市地域公共交通活性化協議会収入支出決算について
- (4) 令和7年度桐生市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）について
- (5) 令和7年度桐生市地域公共交通活性化協議会収入支出予算（案）について
- (6) おりひめバス運賃見直しに関する分科会の設置について
- (7) 地域公共交通確保維持事業（黒保根町デマンドタクシー地域内フィーダーシステム）に関する認定申請について

4 閉 会

## 【会議資料】

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 桐生市地域公共交通活性化協議会設置要綱

報告 1 : おりひめバス停留所名の変更について

協議 1 - 1 : 協議会設置要綱改正案

協議 1 - 2 : 要綱改正案（見え消し）

協議 2 : 令和 6 年度事業報告

協議 3 - 1 : 令和 6 年度収入支出決算

協議 3 - 2 : 令和 6 年度決算結果報告書

協議 4 : 令和 7 年度事業計画（案）

協議 5 : 令和 7 年度収入支出予算（案）

協議 6 - 1 : おりひめバス運賃見直しに関する分科会の設置について

協議 6 - 2 : 分科会設置規程

協議 6 - 3 : おりひめバス運賃の見直しに関するスケジュール案

協議 6 - 4 : (参考) おりひめバスの経常費用・経常収入・収支率と  
県・市補助金の推移

協議 7 - 1 : 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）  
申請書類 1（地域公共交通計画記載箇所）

協議 7 - 2 : 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）  
申請書類 2（地域公共交通計画別紙）

参考資料 7 : 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）概要

## 令和7年度第1回桐生市地域公共交通活性化協議会 出席者名簿

	選出団体		氏名	出欠	代理人名等
1	桐生市	副市長	森山 享大	欠	
2	桐生市	共創企画部長	西條 敦史	出	
3	桐生市	市民生活部長	三田 善之	出	
4	桐生市	都市整備部長	岡部 千明	出	
5	桐生市	地域振興整備局長	中島 晃	出	
6	東日本旅客鉄道(株)高崎支社	桐生駅長	佐太木 確	出	
7	東武鉄道(株)	新桐生駅長	塚越 太	出	
8	上毛電気鉄道(株)	取締役社長	橋本 隆	代	松本 由二
9	わたらせ渓谷鐵道(株)	代表取締役社長	品川 知一	欠	
10	桐生朝日自動車(株)	取締役社長	佐川 智明	代	大津 裕二
11	(株)沼田屋タクシー	代表取締役	小林 康人	出	
12	(一社)群馬県バス協会	会長	佐藤 俊也	代	諏訪 幸夫
13	(一社)群馬県タクシー協会	会長	清水 憲明	欠	
14	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所桐生国道維持出張所	所長	馬場 治男	出	
15	桐生土木事務所	所長	寺内 久夫	代	桐生 昌樹
16	(株)桐生再生	ゆっくりズム研究所	登丸 貴之	出	
17	(一社)きりゆう市民活動推進ネットワーク	理事長	近藤 圭子	出	
18	桐生警察署	署長	中埜 伸洋	代	高澤 宏幸
19	桐生市区長連絡協議会(桐生地区)	第8区長	小幡 文弘	出	
20	桐生市区長連絡協議会(新里地区)	第21区長	山形 賢助	出	
21	桐生市区長連絡協議会(黒保根地区)	第22区長	星野 喜一	出	
22	桐生市中心身障害者関係団体連絡協議会			欠	
23	桐生市老人クラブ連合会	常任理事	小島 良行	出	
24	桐生市婦人団体連絡協議会	副会長	間中 一枝	出	
25	桐生市PTA連絡協議会	会計	大川 智樹	欠	
26	桐生市立小学校長会	校長	須永 逸郎	欠	
27	地域公共交通マイスター		佐羽 宏之	出	
28	群馬大学	教授	天谷 賢児	出	
29	群馬運輸支局	支局長	堀越 千秋	代	西田 剛士
30	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課	課長	関口 義範	代	小池 祐太
31	桐生朝日自動車(株)運転手代表	乗合乗務員	酒寄 真一	欠	
32	(株)沼田屋タクシー運転手代表	運転手	鎗木 祥倫	欠	
33	桐生商工会議所	専務理事	石原 雄二	出	
34	新里商工会	会長	渡邊 幸男	出	
35	黒保根商工会	会長	金子 敬	欠	
36	(一社)桐生市観光物産協会	会長	宮地 由高	出	
37	桐生市地域包括支援センター	管理者	峯岸 康大	出	
38	みどり市政策企画部企画課	課長	青木 照幸	出	

# おりひめバス停留所名の変更について

【資料：報告1】

## 変更理由

- ・ 停留所名としていた周辺施設の名称変更に伴い、名称を変更するもの。

## 変更内容

「広沢幼稚園前」

- ・ 変更後名称：「**広沢こども園前**」
- ・ 令和7年4月から、広沢幼稚園が広沢南部保育園と統合し、幼保連携型「広沢こども園」として新設。
- ・ 経由する路線：広沢線

## 変更日

令和7年5月15日から（変更済み）



桐生市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(令和 5 年 4 月 1 日施行)

改正 令和 6 年 4 月 1 日 一年一月一日要綱第一号

(目的)

第 1 条 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関し協議を行うとともに、同法第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、桐生市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送の態様等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、協議を省略することができる。この場合において、協議会においてこれを報告するものとする。

- (1) 運行時刻の変更
- (2) 運行回数を増加する変更
- (3) 停留所の新設
- (4) 停留所の位置及び名称の変更

(組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

2 委員は、協議会に代理人を出席させることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱前に開かれる協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、招集する委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議決方法は、出席した委員(代理人を含む。以下同じ。)の3分の2以上の多数で決するものとする。
- 4 会長は、必要と認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 協議会は、原則として公開とする。
- 6 会長が特に認めたときは、協議会の開催に代えて、書面による協議を行うことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第8条 協議会は、第2条に規定する事項について専門的な調査、検討を行うため、又は道路運送法第9条第4項に規定する運賃等を定めるため、必要に応じ分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、桐生市の交通政策所管課において処理する。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査を2名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が委員の中から指名した者によって行う。
- 3 監査は、監査結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日)  
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(一年一月一日要綱第一号)  
この要綱は、〇年〇月〇日から施行する。

別表(第3条関係)

桐生市地域公共交通活性化協議会委員

区分	所属団体・役職
市長又はその指名する者	桐生市副市長
	桐生市公共交通担当部長
	桐生市市民生活担当部長
	桐生市都市計画担当部長
	桐生市地域振興整備担当部長
公共交通事業者等	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 桐生駅長
	東武鉄道株式会社 新桐生駅長
	上毛電気鉄道株式会社 取締役社長
	わたらせ渓谷鐵道株式会社 代表取締役社長
	桐生朝日自動車株式会社 取締役社長
	株式会社沼田屋タクシー 代表取締役
	一般社団法人群馬県バス協会 会長
	一般社団法人群馬県タクシー協会 会長
道路管理者	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所桐生国道維持出張所 所長
	桐生土木事務所 所長
その他計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	株式会社桐生再生
	一般社団法人きりゅう市民活動推進ネットワーク
公安委員会・警察	桐生警察署 署長
住民・利用者の代表	桐生市区長連絡協議会(桐生地区)
	桐生市区長連絡協議会(新里地区)
	桐生市区長連絡協議会(黒保根地区)
	社会福祉法人 桐生市社会福祉協議会 桐

	生みやま園
	桐生市老人クラブ連合会
	桐生市婦人団体連絡協議会
	桐生市 PTA 連絡協議会
	桐生市立小学校長会
学識経験者	地域公共交通マイスター
	群馬大学 教授
国及び県	国土交通省関東運輸局群馬運輸支局長
	群馬県公共交通担当部長
公共交通事業者等の運転士が組織する団体	桐生朝日自動車株式会社運転士代表
	株式会社沼田屋タクシー運転士代表
協議会の運営に必要と認める者	桐生商工会議所
	桐生市新里商工会
	桐生市黒保根商工会
	一般社団法人桐生市観光物産協会
	桐生市地域包括支援センター
	みどり市公共交通担当部長
	特定非営利活動法人 グループ 28

別表(第3条関係)

桐生市地域公共交通活性化協議会委員

区分	所属団体・役職
市長又はその指名する者	桐生市副市長
	桐生市共創企画部長公共交通担当部長
	桐生市市民生活部長市民生活担当部長
	桐生市都市整備部長都市計画担当部長
	桐生市地域振興整備局長地域振興整備担当部長
公共交通事業者等	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 桐生駅長
	東武鉄道株式会社 新桐生駅長
	上毛電気鉄道株式会社 取締役社長
	わたらせ渓谷鐵道株式会社 代表取締役社長
	桐生朝日自動車株式会社 取締役社長
	株式会社沼田屋タクシー 代表取締役
	一般社団法人群馬県バス協会 会長
	一般社団法人群馬県タクシー協会 会長
道路管理者	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所 桐生国道維持出張所長
	桐生土木事務所長
その他計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	株式会社桐生再生
	一般社団法人きりゅう市民活動推進ネットワーク
公安委員会・警察	桐生警察署長
住民・利用者の代表	桐生市区長連絡協議会(桐生地区)
	桐生市区長連絡協議会(新里地区)
	桐生市区長連絡協議会(黒保根地区)
	桐生市中心身障害者関係団体連絡協議会 社会福祉法人 桐生市社会福祉協議会 桐生みやま園
	桐生市老人クラブ連合会
	桐生市婦人団体連絡協議会
	桐生市PTA連絡協議会
	桐生市立小学校長会

学識経験者	地域公共交通マイスター
	群馬大学 教授
国及び県	国土交通省関東運輸局群馬運輸支局長
	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課長 公共交通担当課長
公共交通事業者等の運転士が組織する団体	桐生朝日自動車株式会社運転士代表
	株式会社沼田屋タクシー運転士代表
協議会の運営に必要と認める者	桐生商工会議所
	桐生市新里商工会
	桐生市黒保根商工会
	一般社団法人桐生市観光物産協会長
	桐生市地域包括支援センター
	みどり市総務部企画課長公共交通担当課長
	特定非営利活動法人 グループ28

## 令和6年度 桐生市地域公共交通活性化協議会事業報告

年月日	事業内容
R6. 5. 15	令和5年度決算監査（監事 近藤委員）
R6. 5. 16	令和5年度決算監査（監事 山形委員）
R6. 6. 6	令和6年度第1回協議会開催（書面開催） <b>【報告事項】</b> (1) 令和5年度桐生市地域公共交通活性化協議会予算専決処分等について (2) 碓りひめバス川内線改正に伴う運賃分科会の開催結果について <b>【協議事項】</b> (1) 令和5年度桐生市地域公共交通活性化協議会事業報告について (2) 令和5年度桐生市地域公共交通活性化協議会収入支出決算について (3) 令和6年度桐生市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）について (4) 令和6年度桐生市地域公共交通活性化協議会収入支出予算（案）について (5) 予約制おりひめ吾妻山線運行事業者変更に伴う(株)沼田屋タクシーの営業区域の変更について
R6. 6. 24	令和6年度第2回協議会開催（書面開催） <b>【報告事項】</b> (1) 桐生市地域公共交通計画（案）に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果について <b>【協議事項】</b> (1) 桐生市地域公共交通計画の策定について (2) 圏域公共交通確保維持事業（黒保根町デマンドタクシー 地域内フィーダー系統）に関する計画の認定申請について
R6. 6. 25	桐生市地域公共交通計画の決定
R6. 6. 28	桐生市地域公共交通計画の公表
R6. 7. 22	予約制おりひめ吾妻山線運行事業者変更に伴う運賃分科会の開催結果について（協議会委員へ書面報告）
R7. 1. 29	令和6年度第3回協議会開催（書面開催） <b>【協議事項】</b> (1) 圏域公共交通確保維持改善事業（黒保根町デマンドタクシー 地域内フィーダー系統）の事業評価について <b>【報告事項】</b> (1) 碓りひめバス停留所名の変更について (2) 碓りひめバス中央幹線（市役所系統）等の運行時刻の変更について (3) 碓りひめバス、予約制おりひめ、新里町・黒保根町デマンドタクシーの利用状況について
R7. 3. 21	令和6年度第4回協議会開催（書面開催） <b>【協議事項】</b> (1) 令和6年度桐生市地域公共交通活性化協議会補正予算について

## 【協議3-1】

## 令和6年度 桐生市地域公共交通活性化協議会収入支出決算

## 1 収入

(単位：円)

項目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	差引額	説明
負担金	83,000		83,000	83,000	0	桐生市負担金
補助金	3,838,000	1,593,000	5,431,000	5,431,000	0	国庫補助金（フィーダー系統補助）
繰越金	440,881		440,881	440,881	0	前年度繰越金
諸収入	119		119	251	132	預金利息
合計	4,362,000	1,593,000	5,955,000	5,955,132	132	

## 2 支出

(単位：円)

項目	当初予算額	補正額	流充用額	予算現額	支出済額	不用額	説明
会議費	5,000			5,000	0	5,000	協議会開催費（飲料水等）
事務費	83,000			83,000	46,384	36,616	郵送料 45,064円 振込手数料 1,320円
事業費	348,700			348,700	348,700	0	計画策定支援業務委託費
補助金	3,838,000	1,593,000		5,431,000	5,431,000	0	フィーダー系統補助
予備費	87,300			87,300	0	87,300	
合計	4,362,000	1,593,000	0	5,955,000	5,826,084	128,916	

※支出予算の項目ごとについて過不足が生じた場合は、相互に流用できるものとする。

収入 5,955,132 円  
 支出 5,826,084 円  
 差引残額 129,048 円

差引残額は次年度へ繰越し

## 令和7年度 桐生市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

期 日	回	概 要 及 び 主 な 議 題 等
4月21日		令和6年度決算監査（監事：近藤委員、山形委員）
6月23日	第1回	<b>【委員改選関係】</b> (1) 委嘱状の交付について (2) 会長、副会長の互選について (3) 監査の選任について <b>【報告事項】</b> (1) おりひめバス停留所名の変更について <b>【協議事項】</b> (1) 桐生市地域公共交通活性化協議会要綱の改正について (2) 令和6年度桐生市地域公共交通活性化協議会事業報告について (3) 令和6年度桐生市地域公共交通活性化協議会収入支出決算について (4) 令和7年度桐生市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）について (5) 令和7年度桐生市地域公共交通活性化協議会収入支出予算（案）について (6) おりひめバス運賃見直しに関する分科会の設置について (7) 地域公共交通確保維持事業（黒保根町デマンドタクシー地域内フィーダー系統）に関する認定申請について
7月		※桐生市地域公共交通活性化協議会運賃分科会開催 ・運賃見直しの協議開始～
10月		※桐生市地域公共交通活性化協議会運賃分科会開催 ・運賃見直し（案）の決定
1月		※桐生市地域公共交通活性化協議会運賃分科会開催 ・新運賃体系の協議、承認
1月	第2回	※ <b>【報告事項】</b> ・新運賃体系について <b>【協議事項】</b> (1) 桐生市地域公共交通計画の調査、分析及び達成状況評価 (2) 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について ・黒保根町デマンドタクシーにおける地域内フィーダー系統補助事業 (3) その他

※桐生市地域公共交通活性化協議会運賃分科会については、【協議6】において設置が認められた場合に実施する。

◆上記の他、必要に応じ下記の協議を実施する。

- 乗合旅客運送の態様等に関する事。
- 桐生市地域公共交通計画の変更に関する事。
- 桐生市地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事。

## 令和 7 年度 収入支出予算（案）

## 1 収入

（単位：円）

項 目	前年度予算額	予算額	増 減	説 明
負担金	83,000	84,000	1,000	桐生市負担金
補助金	3,838,000	5,431,000	1,593,000	国庫補助金： フィーダー補助
繰越金	440,881	129,048	▲ 311,833	前年度繰越金
諸収入	119	952	833	預金利息等
合 計	4,362,000	5,645,000	1,283,000	

## 2 支出

（単位：円）

項 目	前年度予算額	予算額	増 減	説 明
会議費	5,000	5,000	0	協議会開催費
事務費	83,000	84,000	1,000	事務用消耗品、郵送料等
事業費	348,700	0	▲ 348,700	計画策定支援業務委託費
補助金	3,838,000	5,431,000	1,593,000	フィーダー補助
予備費	87,300	125,000	37,700	
合 計	4,362,000	5,645,000	1,283,000	

※前年度予算額は当初予算額としている。

※支出予算の項目ごとについて過不足が生じた場合は、相互に流用できるものとする。

## 【協議 6 - 1】

### おりひめバス運賃見直しに関する分科会の設置について

桐生市地域公共交通活性化協議会設置要綱第8条及び桐生市地域公共交通活性化協議会分科会設置規程第2条に基づき、おりひめバス運賃の全体的な見直しを目的とした運賃分科会を設置する。

#### 【見直し理由】

- ① 燃料費や車両整備等の部材費を中心とした価格の高騰
- ② 運転士確保を目的とした人件費の増加
- ③ 収支率改善による補助金の確保

#### 【運賃分科会の構成】

- ・桐生市
- ・交通事業者
- ・地方運輸局長
- ・地域福祉団体・関係住民の代表者等

※参照:協議 6-2 桐生市地域公共交通活性化協議会分科会設置規程  
別表第 2(第 3 条関係)

#### 【今後のスケジュール】

協議 6-3 おりひめバス運賃の見直しに関するスケジュール案のとおり

#### 【参考】過去の運賃改定

○平成 20 年 4 月 1 日

- ・距離制運賃(100 円・200 円)から均一運賃へ変更(1 路線 200 円)
- ・70 歳以上の敬老フリーパス券を廃止し、1 か月 500 円の敬老パスポート券の導入

○平成 21 年 4 月 1 日

- ・敬老パスポート券 3 か月券の導入(1,460 円)
- ・通勤、通学定期券の 3 割程度値下げ

〈通勤定期券〉

〈通学定期券〉

1 か月券 8,400 円 → 6,000 円 7,200 円 → 5,000 円

2 か月券 16,380 円 → 11,700 円 14,040 円 → 9,750 円

3 か月券 23,940 円 → 17,100 円 20,520 円 → 14,250 円

【参考資料】 協議 6-4 おりひめバスの経常費用・経常収入・収支率と県・市補助金の推移

## 【協議6-2】

### 桐生市地域公共交通活性化協議会分科会設置規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、桐生市地域公共交通活性化協議会設置要綱(以下「要綱」という。)第8条第1項の規定に基づき設置する分科会の組織、運営その他必要な事項に関し、同条第2項の規定に基づき定めるものとする。

#### (設置及び協議事項)

第2条 桐生市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)に、別表第1の左欄に掲げる分科会を設置し、同表中欄に掲げる事項について協議を行う。

#### (組織)

第3条 分科会は、分科会長及び分科会委員をもって組織する。

- 2 分科会長は、協議会会長が指名する。
- 3 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。
- 4 分科会委員は、別表第2に掲げる団体又は機関等を代表するものとし、協議会会長が指名する。

#### (会議)

第4条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて分科会長が招集し、その議長となる。

- 2 分科会は、招集する委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 分科会の議決方法は、出席した委員(代理人を含む。以下同じ。)の3分の2以上の多数で決するものとする。
- 4 分科会長は、必要と認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 分科会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 分科会長が特に認めたときは、分科会の開催に代えて、書面による協議を行うことができる。

#### (協議結果)

第5条 分科会長は、分科会において協議した結果について、協議会に報告するものとし、協議会は、報告を受けたものについてそれぞれ別表第1の右欄に定めるとおり取り扱うものとする。

2 分科会において協議が調った事項については、協議会はその協議結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、桐生市の交通政策所管課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条及び第5条関係)

名 称	協議事項	協議会における 取扱い
運賃分科会	・道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条 第4項に規定する運賃等に関する事 ・その他分科会長が必要と認める事項	分科会における協議 結果の報告を受ける

別表第2(第3条関係)

名 称	区 分	団体又は機関等
運賃分科会	当該路線等をその区域に含む市町村	桐生市
	当該運賃等を定めようとする一般乗合 旅客自動車運送事業者	運賃等を定めようとする 交通事業者
	当該路線等を管轄する地方運輸局長	(同左)
	上記当該市町村の長が関係住民の意見 を代表する者として指名する者	地域福祉関係団体、 関係住民の代表者等

## 【協議6-3】

### おりひめバス運賃の見直しに関するスケジュール案

(収支率の算定期間が4/1~3/31のため、4/1からの改定とする。)

令和7年6月 23日 桐生市地域公共交通活性化協議会において「おりひめバス運賃見直しに関する分科会」の設置、承認

令和7年7月~9月 桐生市地域公共交通活性化協議会運賃分科会において運賃見直しの協議

令和7年10月 桐生市地域公共交通活性化協議会運賃分科会において運賃見直し(案)の決定

令和7年11月~ 住民、利用者、その他利害関係者の意見を反映させるためパブリックコメントの実施

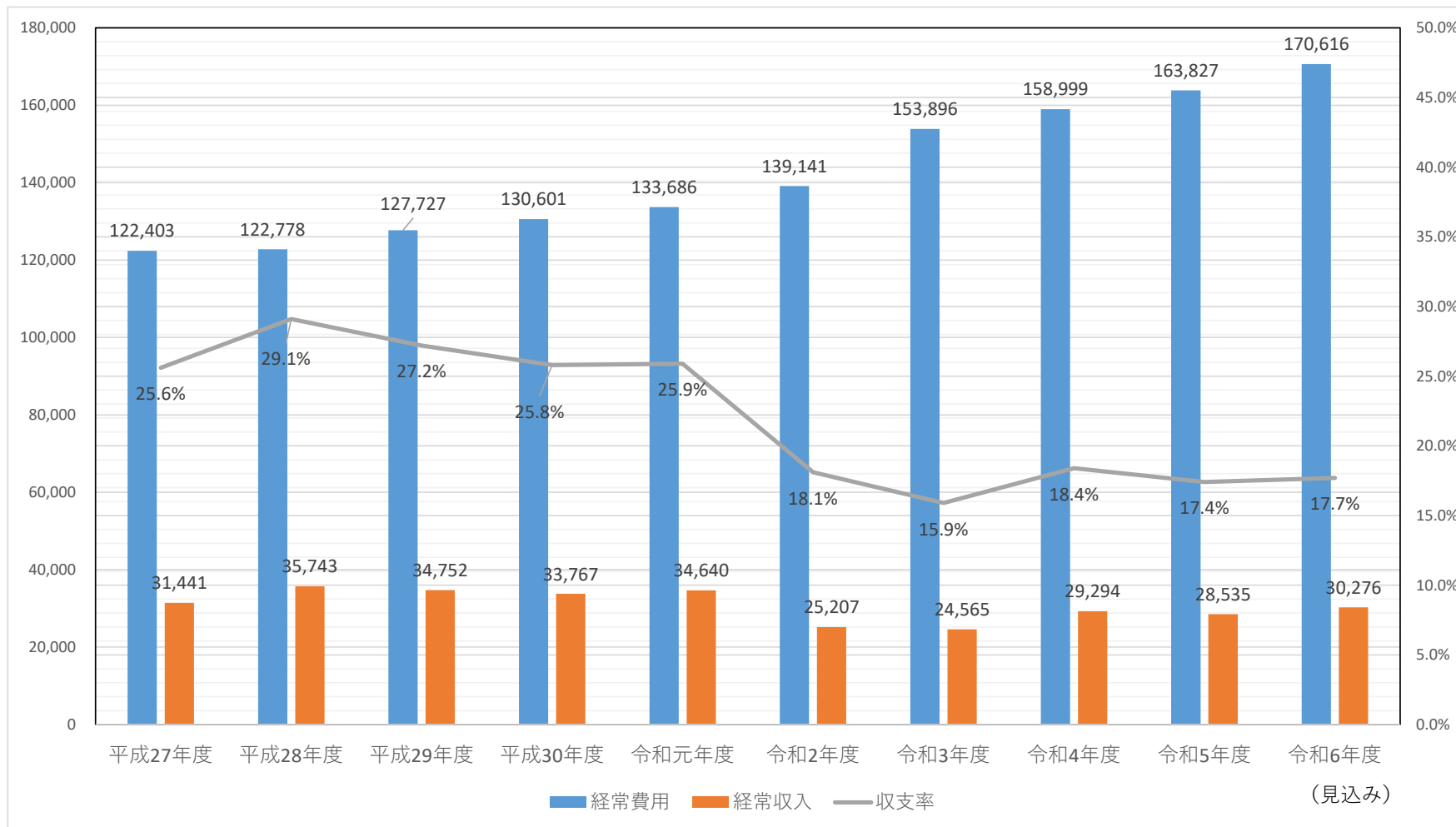
令和8年1月 桐生市地域公共交通活性化協議会運賃分科会において新運賃体系の協議、承認

令和8年1月 桐生市地域公共交通活性化協議会へ報告

令和8年2月~ 運賃改定周知期間

**令和8年4月 運賃改定**

(参考) おりひめバスの経常費用・経常収入・収支率と県・市補助金の推移



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
<b>市補助金</b>	92,738,000	89,034,000	94,721,000	98,580,000	100,799,000	111,181,000	131,077,000	131,962,000	137,293,000	142,164,000
(うち県補助金)	9,823,000	9,801,000	9,991,000	10,423,000	10,935,000	14,322,000	15,284,000	16,072,000	12,079,000	2,773,000

※年度は運行年度（翌年度決算）

コロナ特別期間

## 桐生市地域公共交通計画

### 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
桐生市地域公共交通計画 50ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
桐生市地域公共交通計画 52ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
桐生市地域公共交通計画 50ページ、81ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
桐生市地域公共交通計画 28ページ, 82ページ～83ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

(4) 地域公共交通の位置付け・役割

市内の各公共交通の位置付け、役割、確保維持のための施策は以下のとおりです。

表 6-1 市内公共交通の位置付け・役割・確保維持のための施策

位置付け	主な路線	役割	確保維持のための施策
広域 幹線交通	【各鉄道路線】 ・ 両毛線 ・ 東武桐生線 ・ わたらせ渓谷線 ・ 上毛線	桐生駅、新桐生駅、西桐生駅を起点とし、市外の地域とを広域的につなぐ	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する
	【高速バス】 ・ 関越交通 ・ 日本中央バス		
地域間 幹線交通	【路線バス】 ・ おりひめバス（中央幹線（市役所系統）、相生線）	市内各地域と市中心部及び市内の地域間をつなぐ	地域公共交通確保維持事業（幹線補助、車両購入費補助）を活用し、持続的な運行を目指す
	【路線バス】 ・ おりひめバス（上記以外）		交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する
地域内 交通	【乗合タクシー】 ・ 予約制おりひめ	日常生活や暮らしを支える、地域内の移動手段となる	交通事業者と連携した取り組みにより一定以上の需要を確保する
	【デマンドタクシー】 ・ 新里町デマンドタクシー ・ 黒保根町デマンドタクシー		地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続的な運行を目指す
その他	【タクシー】		交通事業者と連携した取り組みにより一定以上の需要を確保する
	【地域の移動サービス】 ・ 交通空白地有償運送 ・ 福祉有償運送 ・ MAYU		
	【スクールバス】		

地域間幹線系統補助について

- おりひめバス【中央幹線（市役所系統）・相生線】は桐生市とみどり市をまたぐ路線となっていますが、桐生市の費用負担によって運行しています。

## (5) 地域公共交通確保維持事業の必要性

### ① 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の活用

#### ■ おりひめバス【中央幹線（市役所系統）】

中央幹線（市役所系統）は、中心拠点から、地域拠点（新桐生駅）間を連絡し、通勤通学、買物、通院等の多様な目的での移動を担っています。また、起終点の東邦病院はみどり市に位置し、市内外をつなぐ日常生活の足として確保・維持が必要な路線となっています。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

#### ■ おりひめバス【相生線】

相生線は、中心拠点から地域拠点（相老駅）間を連絡し、周辺の居住地や生活必需施設をつなぐ路線です。また、起終点のさくらもーはみどり市に位置し、市内外をつなぐ役割を担っていると同時に、市民の買物の足として欠かせない運行サービスとなっています。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

### ② 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用

#### ■ 新里町・黒保根町デマンドタクシー

地域の移動手段、特に高齢者等の通院・買物等の日常生活の足の確保と公共交通空白地域の解消を推進するために、地域をまたがる地域間ネットワークと接続する系統として必要な運行サービスとなっています。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

● 鉄道及びバス車両の計画的な車両更新		2-3-1
令和6年度～	: 鉄道 上毛線再生協議会及びわたらせ渓谷鐵道再生協議会で検討	2D
	: バス 群馬県の更新基準を超えた現車両を計画的に更新 社会情勢の変化などを踏まえ、EV 車両やワゴン車の導入検討	2A
● 車両や施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進		2-3-2
令和6年度～	: ノンステップバス車両の導入推進	2A
	: ユニバーサルデザインタクシーの導入推進	2B・2C
● 小型モビリティ・歩行・自転車利用環境の改善		2-3-3
令和6年度～	: 歩道整備を実施【継続】	3B・3D
	: 自転車通行帯や矢羽根型路面表示の整備を実施【継続】	
● 自動運転技術活用の検討		3-1-3
令和6年度～	: 群馬大学によるリモート技術等を活用した自動運転技術の研究を支援	3B

(2) 補助系統に係る事業及び実施主体について

表 7-1 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

系統名	運行路線	運行態様	実施主体	補助事業の活用
おりひめバス ・中央幹線 (市役所系)	桐生駅北口 ～新桐生駅 ～(東邦病院)	路線定期運行	桐生朝日自動車(株)	幹線補助、 車両購入費補助
おりひめバス ・相生線	桐生駅北口 ～相生駅 ～二本松団地 ～さくらもーる			
デマンドタクシー ・新里地区	新里地区	区域運行	(株)沼田屋タクシー	フィーダー補助
デマンドタクシー ・黒保根地区	黒保根地区			

⑤黒保根町デマンドタクシー

黒保根地区は、平成24年度で路線バスを廃止し、平成25年4月からデマンドタクシーの導入を開始しました。朝夕を定時定路線で運行し、その他の時間帯はドアツードアのフルデマンドで運行しています。

人口減少に伴い利用年も年々減少傾向でしたが、平成30年度の老人休養センター廃止による代替支援としての水沼駅温泉センター利用時の料金助成の開始により、平成30年度と令和元年度の利用者が増加しました。しかし、新型コロナウイルスによる外出自粛の影響などから令和2年度以降の利用が大幅に落ち込んでいる状況です。

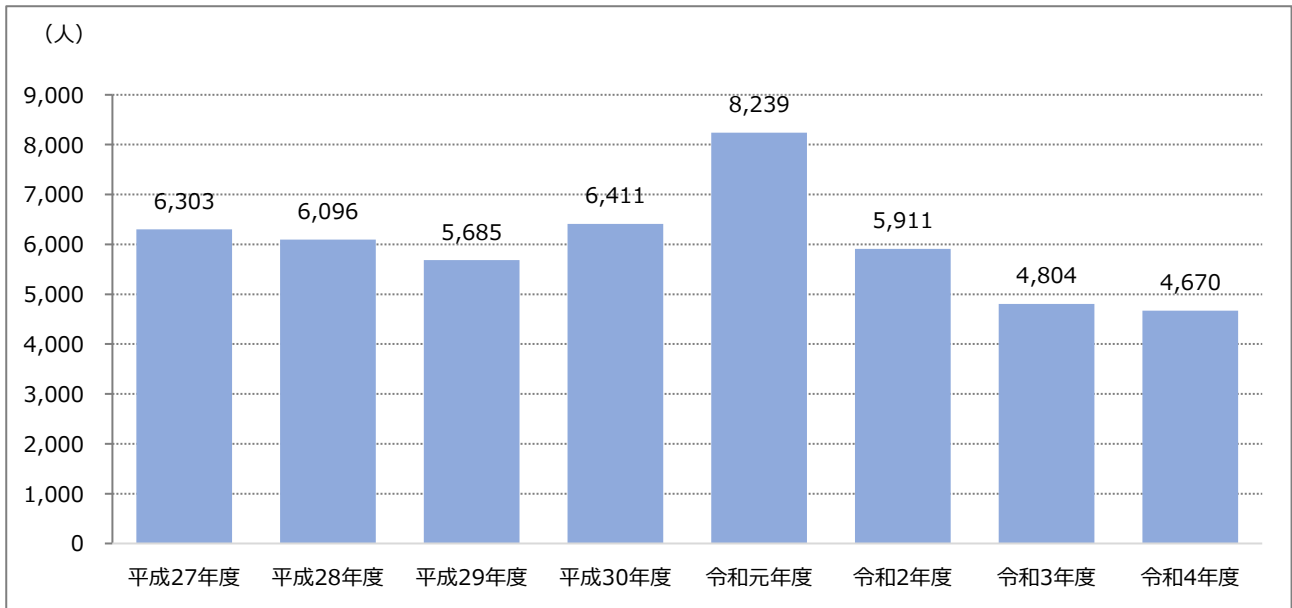


図4-18 年度別利用者の推移

資料：桐生市

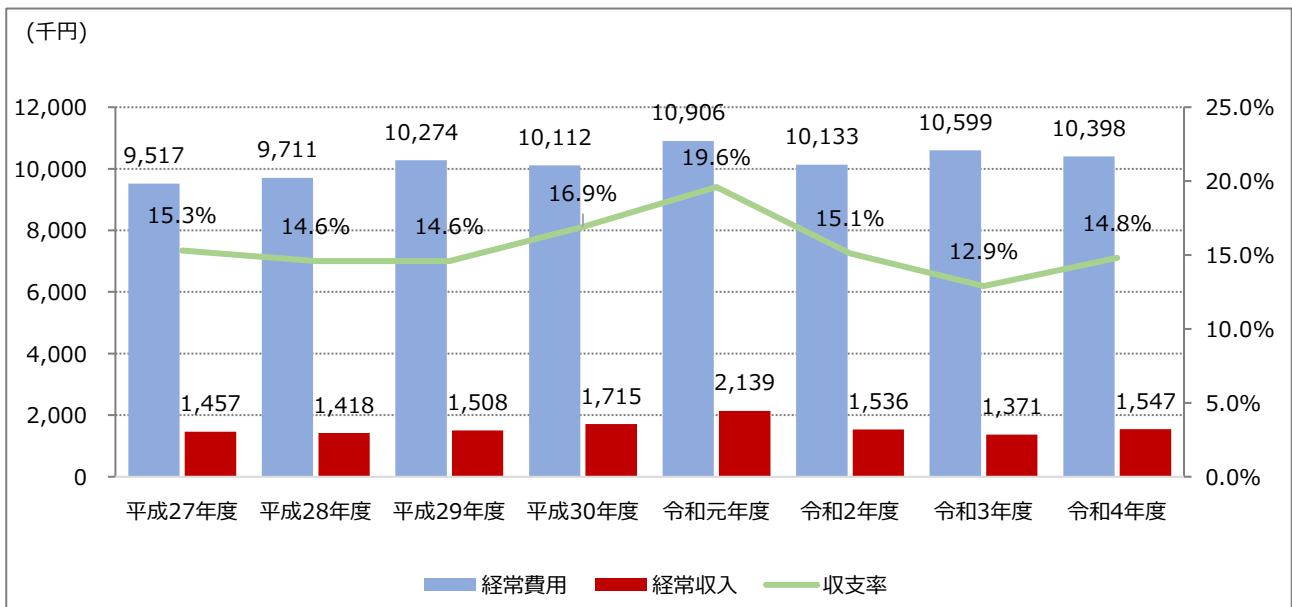


図4-19 経常費用と経常収入の推移

資料：桐生市

## 第8章 計画の達成状況の評価

### 8.1. 評価指標

目標の達成状況を確認するための評価指標を、以下の通り設定します。

表 8-1 評価指標・目標値

目標	評価指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2028年度)
目標① 「公共交通利用の促進」	公共交通（バス）の 利用者数 (人口1人当たり・年間)	2.53 (人) (2022年度)	3.20 (人) (2027年度)
	公共交通（鉄道）の 利用者数 (人口1人当たり・年間)	40.39 (人) (2021年度)	44.00 (人) (2027年度)
	公共交通の利用率 (日常の移動手段)	13.2 (%) (2023年度)	20.0 (%) (2027年度)
	公共交通の利用頻度 (年1回以上の利用)	34.5 (%) (2023年度)	50.0 (%) (2027年度)
	公共交通の維持・発展 に向けた意識 (「特に何もしない」と回答)	23.4 (%) (2023年度)	20.0 (%) (2027年度)
目標② 「事業効果の改善」	公共交通事業（バス）の 収支率	18.3 (%) (2022年度運行分)	20.0 (%) (2027年度)
	公共交通（バス）への 公的資金投入額 (利用者1人当たり)	587.3 (円) (2022年度決算額)	587.3 (円) (2027年度)
目標③ 「移動の多様化の促進」	次世代モビリティ利用による CO2削減量	1,209 (kg) (2022年度)	2,867 (kg) (2027年度)
	次世代モビリティ利用人数	3,205 (人) (2022年度)	7,600 (人) (2027年度)

表 8-2 数値の設定・算出方法

評価指標	目標値の考え方	利用データ	算出方法	備考
公共交通（バス）の利用者数 (人口1人当たり・年間)	増加	事業者データ	【おりひめバス、予約制おりひめ、デマンドタクシーの年間利用者数の合計】 ÷【市の総人口】	・市の総人口：住民基本台帳の3月末日時点の値 ・目標値：桐生市第六次総合計画後期基本計画より
公共交通（鉄道）の利用者数 (人口1人当たり・年間)	増加	事業者データ	【市内17各駅の年間乗降客数の合計】 ÷【市の総人口】	
公共交通の利用率 (日常の移動手段)	増加	「市民の声」アンケート	【「①鉄道、②おりひめバス、③予約制おりひめ・デマンドタクシー」をどれか1つ以上選択した方の合計】 ÷【回答者数】	・アンケートは2年に1回 ・現況値：#25「市民の声」アンケート ・[問17]日常の移動手段には何を利用していますか（複数回答可）
公共交通の利用頻度 (年1回以上の利用)	増加	市民アンケート	【鉄道、バス等について、「1.週5回以上」～「4.年1回以上」をどれか1つ以上選択した方の合計】 ÷【回答者数】	・評価年度にアンケートの実施 ・[問2]それぞれの公共交通（タクシー、鉄道、バス等）について、あてはまるものを教えてください<利用頻度>
公共交通の維持・発展に向けた意識 (「特に何もしない」と回答)	減少	市民アンケート	【「7.特に何もしない」を選択した方の合計】 ÷【回答者数】	・評価年度にアンケートの実施 ・[問9]公共交通の維持・発展のため、あなたはどんなことができますか（複数回答可）
公共交通事業（バス）の収支率	増加	事業者データ	おりひめバス、予約制おりひめ、デマンドタクシーの収支率の平均	・バス等のみ
公共交通（バス）への公的資金投入額 (利用者1人当たり)	維持	事業者データ	【おりひめバス、予約制おりひめ、デマンドタクシーの国・県及び市の補助額の合計】 ÷【おりひめバス、予約制おりひめ、デマンドタクシーの利用者数の合計】	・バス等のみ ・補助額：交通事業者への直接的補助額 ・24年度以降の人員費増加と燃料費の高騰、さらに人口減少を加味すると減少の目標設定は難しく、公共交通の利用促進、効率化と最適化（経費抑制）に努め、維持とする
次世代モビリティ利用によるCO2削減量	増加	市データ	【1人当たりのCO <sub>2</sub> 排出量(0.3772kg)】 ×【次世代モビリティ利用人数】	・次世代モビリティはMAYUのみ ・1人当たりのCO <sub>2</sub> 排出量 = CO <sub>2</sub> 排出原単位(2.32kg/ℓ) ×距離(2km) ÷ 燃費(12.3km/ℓ) ※エコ通勤におけるCO <sub>2</sub> 排出量と同じ計算方法
次世代モビリティ利用人数	増加	市データ	MAYUの利用人数の合計	・桐生市主体事業の合計利用者数 ・次世代モビリティはMAYUのみ



3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体										
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証自主返納者を対象にデマンドタクシー回数券を交付（桐生市）</li> <li>・ デマンドタクシー案内チラシの設置公民館だより等に利用促進の記事を掲載（桐生市）</li> <li>・ web 予約（AI 配車予約）システムの導入検討（桐生市）</li> </ul>										
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者										
別添 表 1 のとおり										
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額										
<p>黒保根町デマンドタクシーについて、桐生市からの運行事業者への補助金額は、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額に適正利潤を加えた額としている。</p> <p>(参考) 令和 7 年度（令和 6 年度運行）運行費補助（見込み額）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">（運行経費）</th> <th style="text-align: left;">（運行収入）</th> <th style="text-align: left;">（国庫補助金）</th> <th style="text-align: left;">（適正利潤）</th> <th style="text-align: left;">（補助金額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11,091,626</td> <td>－ (665,400</td> <td>＋ 5,431,000)</td> <td>＋ 250,000</td> <td>＝ 5,245,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※千円未満切り捨て</p>	（運行経費）	（運行収入）	（国庫補助金）	（適正利潤）	（補助金額）	11,091,626	－ (665,400	＋ 5,431,000)	＋ 250,000	＝ 5,245,000 円
（運行経費）	（運行収入）	（国庫補助金）	（適正利潤）	（補助金額）						
11,091,626	－ (665,400	＋ 5,431,000)	＋ 250,000	＝ 5,245,000 円						
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法										
利用者数について数値指標による評価を実施										
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>										
※該当なし										
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>										
※該当なし										
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>										
※該当なし										
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>										
別添 表 5 のとおり										

<b>11. 車両の取得に係る目的・必要性</b> <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
<b>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</b> <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
<b>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
<b>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</b> <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
<b>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性</b> <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
<b>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果</b> <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

## 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

**令和5年度**

- ・第1回（4月28日） 協議会設立
- ・第2回（6月30日 ※文書協議） 黒保根町デマンドタクシーにおける生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の策定について【承認】
- ・第6回（1月29日） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について（地域内フィーダー系統確保維持事業）【承認】

**令和6年度**

- ・第2回（6月12日 ※文書協議） 地域公共交通確保維持事業（黒保根町デマンドタクシー・地域内フィーダー系統）に関する計画の認定申請について【承認】
- ・第3回（1月15日 ※文書協議） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について（地域内フィーダー系統確保維持事業）【承認】

**令和7年度**

- ・第1回（6月23日） 地域公共交通確保維持事業（黒保根町デマンドタクシー地域内フィーダー系統）に関する計画の認定申請について

## 19. 利用者等の意見の反映状況

黒保根町外への運行について要望があったが、町内のデマンドタクシーとしての役割を超え、地域内フィーダー系統の対象外となることから、区域を超えた新たな移動システム導入の際の参考とすることとした。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）群馬県桐生市織姫町1-1

（所 属）桐生市共創企画部交通ビジョン推進室

（氏 名）川田 匠

（電 話）0277-48-9041

（e-mail）kotsu@city.kiryu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
	(株)沼田屋タクシー	(1) 黒保根町デマンドタクシー		黒保根町		往 km 復 km	365日	1581回			区域運行	②(1)	わたらせ渓谷鐵道 (水沼駅・本宿駅)	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	桐生市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	38,714
交通不便地域等	90,543

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,637	黒保根地区	・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 ・山村振興法
88,906	旧桐生市	・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 ・山村振興法(梅田地区のみ)

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
桐生市地域公共交通計画	令和6年6月25日	-

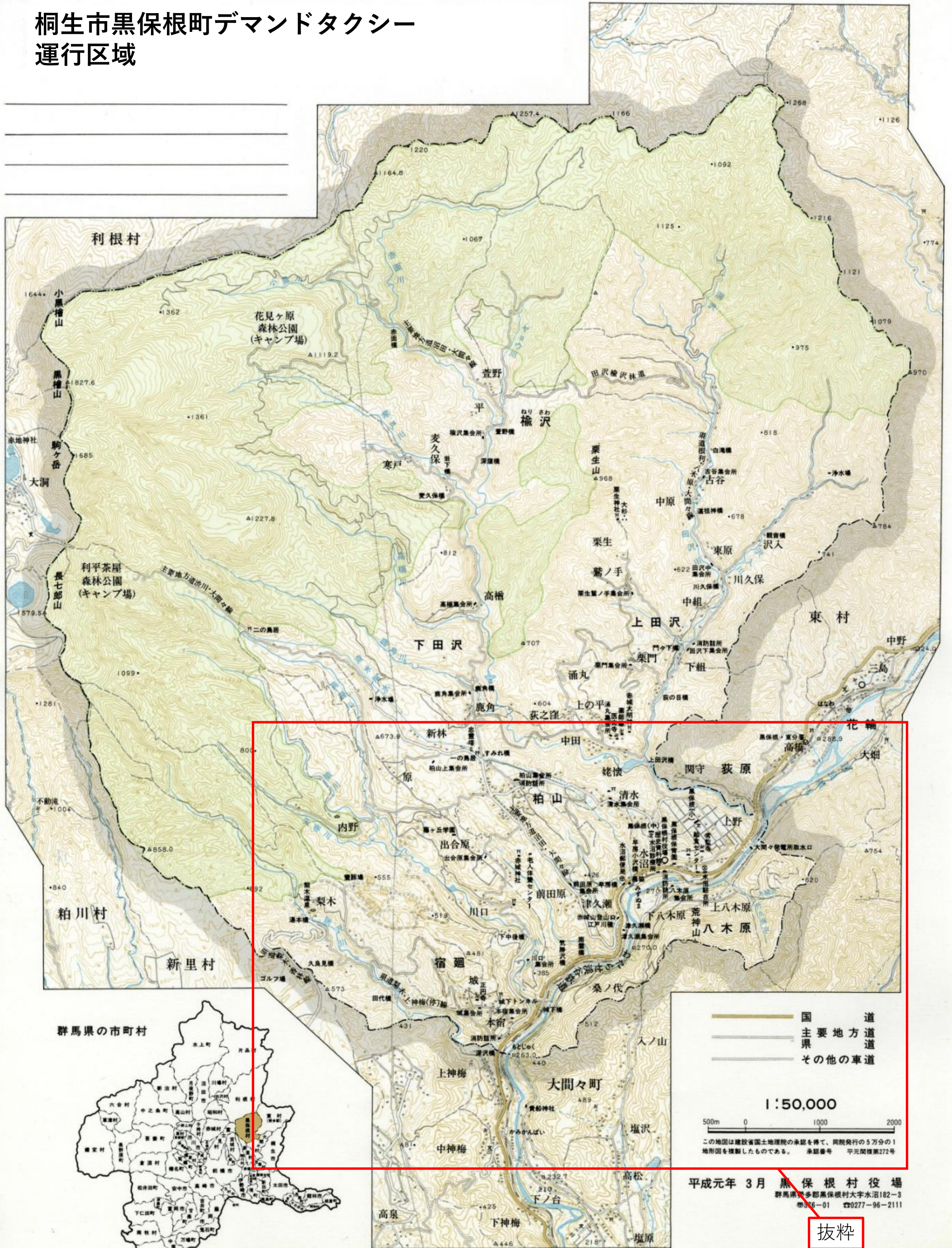
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

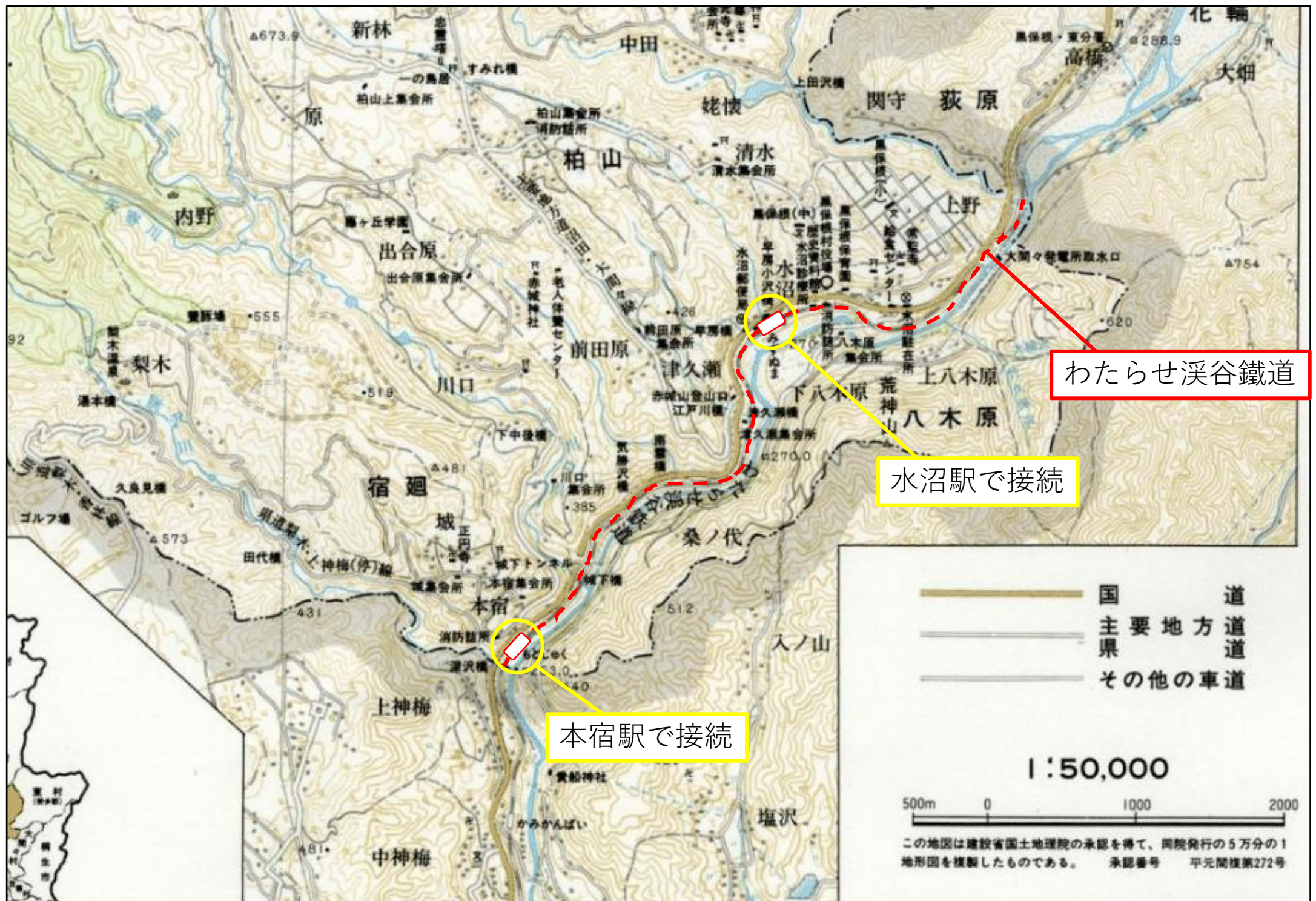
(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。  
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

# 桐生市黒保根町デマンドタクシー 運行区域



# 桐生市黒保根町デマンドタクシー 運行区域 抜粋



わたらせ渓谷鐵道

水沼駅で接続

本宿駅で接続

みんなの“ふれあいタクシー”をぜひご利用ください。

# 黒保根町デマンドタクシー

予約はフリーダイヤル

# 0120-55-3744

予約受付時間：7時から19時まで

利用希望日の3日前から、当日の利用したい時間の30分前までに電話してください。  
黒保根町内であれば、どこでも誰でも利用できるデマンド運行をします。

日中運行時間 **8時30分から17時20分まで**  
(なお、朝・夕の定時定路線運行は下記のとおり)

【朝夕の定時定路線型運行】

- ①朝 6時40分 上田沢発→水沼駅
- ②夕方 17時30分 水沼駅発
- ③夕方 18時42分 水沼駅発

## 利用方法

電話予約時に以下の事項を伝えてください。

- 1：利用したい日（いつ）
- 2：利用したい時間（なんじ）
- 3：利用する人数（なんにん）
- 4：乗りたい場所（どこから）
- 5：降りたい場所（どこまで）

【利用料金】

1回の乗車運賃（1名につき）  
○中学生以上は300円（1回）

小学生・障がい者は150円  
未就学児は無料です。

※障がい者料金を御利用になる場合は、障がい者手帳原本の提示が必要です。また、同伴者は1名に限り、大人料金の半額になります。

お得な回数券も車内で販売

小学生・障がい者：3,000円（22回分）  
70歳未満：3,000円（11回分）  
70歳以上：1,500円（7回分）  
70歳以上：3,000円（15回分）

※70歳以上の方が回数券を購入する場合は、年齢が確認できる健康保険証などの提示が必要です。

※回数券を利用した70歳以上の人に限り、おりひめバスの当日限り有効の“乗継券”を車内で発行いたします。

ご利用の場合は、運転手にお申し出ください。

≪利用方法、忘れ物などのお問い合わせ≫  
運行事業者：株式会社 沼田屋タクシー  
TEL：0277-44-5242

担当：黒保根支所地域振興整備課産業振興係  
TEL：0277-96-2113

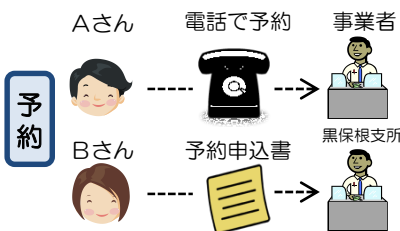
電話予約時に以下の事項を伝えてください。

- 1：利用したい日
- 2：利用したい時間
  - ①朝の定時定路線（6時40分上田沢発）
  - ②デマンド運行（8時30分から17時20分まで）
  - ③夕方の定時定路線（17時30分発水沼駅発）
  - ④夕方の定時定路線（18時42分発水沼駅発）
- 3：利用する人数
- 4：乗りたい場所（どこから）
- 5：降りたい場所（どこまで）

これで予約完了！！

## 朝の定時定路線 運行イメージ

利用希望日の3日前から、  
前日まで



利用  
日  
当  
日

黒保根町路線バスが運行し  
ていた経路上で、AさんB  
さんの希望場所へお迎え



## 日中のデマンド 運行イメージ

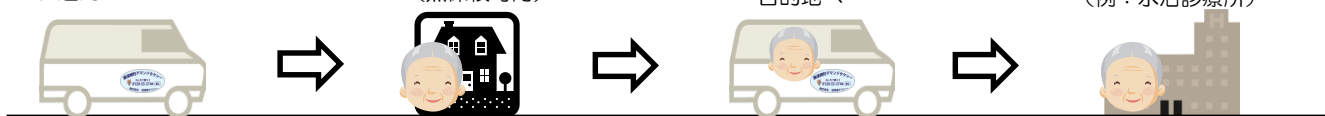
利用希望日の3日前から、  
当日の30分前まで



同じ時間帯で同じ方面の予約が重なった場合、ほかの利  
用者と乗り合いになったり、う回運行することもありま  
すので、時間に余裕をもって予約をしてください。

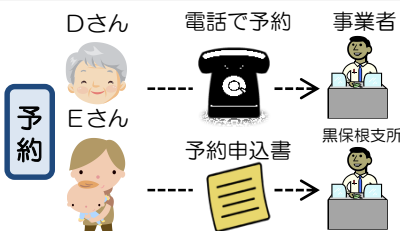
利用  
日  
当  
日

黒保根町内のCさん宅  
にお迎え



## 夕方の定時定路線 運行イメージ

利用希望日の3日前から、  
当日の30分前（電話のみ）まで

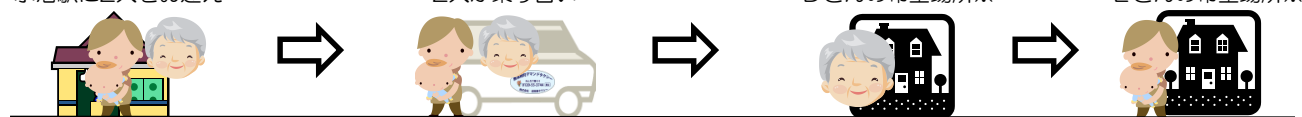


朝夕の定時定路線は黒保根町路線バスの運行していた経  
路上で乗り降りしていただきます。夕方の運行は水沼駅  
を発車してから、予約状況に応じた運行経路を取ります。

※朝夕の定時定路線の希望場所については、黒保根町路線バス  
が運行していた経路上になります。

利用  
日  
当  
日

水沼駅に2人をお迎え



### 御予約の際の注意事項

- ・利用予約のキャンセル（取り直し）は、ほかの利用希望者に御迷惑となりますので、できるだけ避けていただくようお願いいたします。緊急の場合など、どうしてもキャンセルする場合は、予約センターにお早めに御連絡をお願いいたします。

### 御利用の際の注意事項

- ・往復で利用する（帰りの時間が分かる）場合は、帰りの予約も同時にできます。
- ・目的地が複数ある場合は、目的地ごとに予約をしてください。途中で車両を待たせることはできません。
- ・1人で乗り降りできないお客様の場合、必ず付き添いの人と一緒に利用してください。また、未就学児につきましても保護者の同乗をお願いいたします。
- ・全自動リフター登載車については、車いすに乗ったままで乗降が可能です。
- ・デマンド車両のドアは運転手が開けますので、車両が停車いたしましたら、そのままお待ちください。
- ・ドアを開けると足元にステップが出てきますので、お気を付けてください。

### 運行の際の注意事項

- ・予約の状況によっては、利用したい日、時間に利用できないこともありますので御了承ください。
- ・運行状況によって、予約の時間より若干遅れることもありますので御了承ください。





# 地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

【協議7：参考】

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

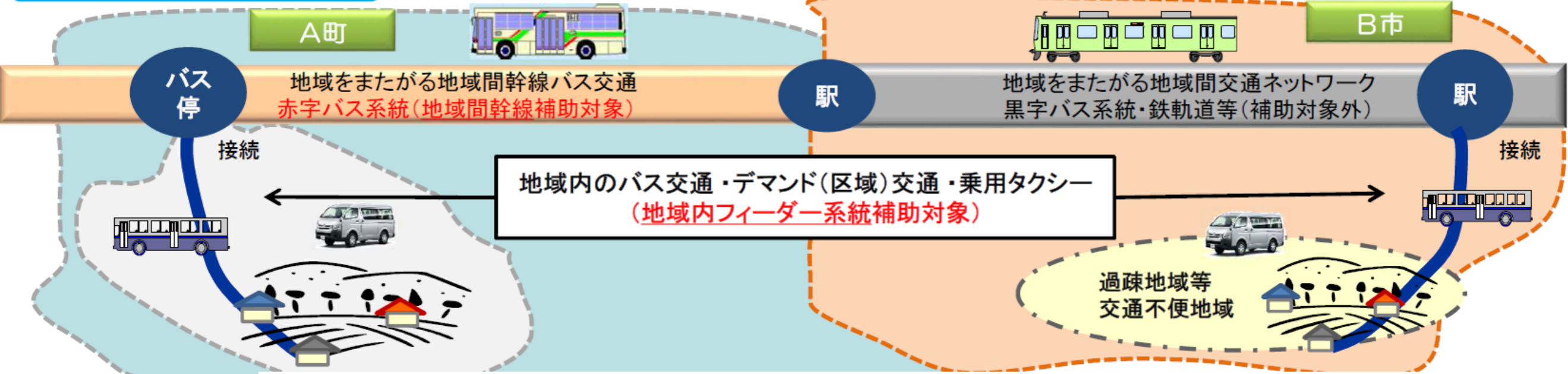
## 補助内容

- 補助対象事業者  
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費  
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



- 補助率  
1/2以内
- 主な補助要件  
市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
  - ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
  - ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
  - ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
  - ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
  - ・経常赤字であること

## 補助対象系統のイメージ



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外  
※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域  
※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

# 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助） フロー図【令和8年度計画関係（R7.10.01～R8.09.30）】

今回の協議

令和8年度計画認定申請

令和7年6月 桐生市地域公共交通活性化協議会(文書協議)にて内容の協議可決後、計画を関東運輸局へ申請

計画認定

関東運輸局による計画認定  
令和7年9月下旬予定

事業実施

令和7年10月1日から令和8年9月30日までの1年間、事業実施

交付申請

関東運輸局へ補助金交付申請  
令和8年11月末予定

一次評価

地域公共交通会議自ら計画に対する評価を令和9年1月末までに実施（事業実施状況の確認や改善点の把握）

二次評価

各地方運輸局等に設置された第三者評価委員会において、一次評価の結果に対し、客観性・妥当性の検証や今後に向けてのアドバイスを受ける（令和9年2月末頃）

次期計画認定への反映

一次・二次評価の結果を、次期計画や今後の地域の取組みへ反映